

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示(案)

令和7年6月3日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 東 田 進 也

1 当該招請の主旨

本業務については、宿毛特別地域気象観測所の移設に伴い、JMA-10 型地上気象観測装置の移設、設置、取付調整を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う。

2 業務概要

(1)業務名

宿毛特別地域気象観測所JMA-10型地上気象観測装置移設及び取付調整

(2)業務内容

宿毛市片島にある宿毛特別地域気象観測所に設置しているJMA-10 型地上気象観測装置を宿毛市小筑紫町田ノ浦に整備する新設露場に移設する。移設後機器類と共に設置、取付調整を行う。

(3)履行期限

令和7年12月26日(金)

3 業務目的

宿毛特別地域気象観測所の移設に伴い、JMA-10 型地上気象観測装置等の移設を行う必要がある。本作業は、JMA-10 型地上気象観測装置等を新観測所へ移設し、引き続き正常に地上気象観測ができるように業務を円滑に行うことを目的とするものである。

4 応募要件

(1)基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において四国地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

当該感部他がJMA-10 型地上気象観測装置を構成する気象防災上極めて重要な機器であることを理解し、業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3)設備・システムに関する要件

当該装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。また、当該装置の試験及び修理を行う設備を有すること。

(4)守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5)業務執行体制に関する要件

完了期限までに作業を完了する体制を有すると共に、作業完了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6)業務実績に関する要件

JMA-10型地上気象観測装置等の製造、若しくは取付調整実績があること。

5 手続き等

(1)担当部局

〒540-0008

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎大4号館

大阪管区気象台総務部会計課第二契約係

電話 06-6949-6301

(2)説明書の交付期間、場所

令和7年6月3日(火)から令和7年6月24日(火)まで(1)に同じ

(3)参加意思確認書の提出期限

令和7年6月25日(水) 17時00分(1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において四国地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は公募説明書による。